

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	住宅管理システム	
行政機関等の名称	矢板市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部建設課	
個人情報ファイルの利用目的	市営住宅入居者の管理	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 所得、6 家賃納付状況、7 交渉記録、8 住宅使用料引き落とし口座、9 電話番号	
記録範囲	市営住宅入退去者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	矢板警察署（入居時に暴力団照会を実施）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）矢板市総務部総務課	
	（所在地）〒329-2192 矢板市本町 5 番 4 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ レ法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

矢板市個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	地籍情報管理システム（Mercury-LAVIS）	
行政機関等の名称	矢板市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部 地籍調査課	
個人情報ファイルの利用目的	一筆地調査による異動事項の管理、閲覧書類の作成、法務局への登記申請及び調査完了地区の事業成果保管のため	
記録項目	1 調査前登記簿情報（登記氏名、登記住所、登記地番、抵当権）、 2 地権者情報（現氏名、フリガナ、現住所、所有地番）、3 相続人情報（相続者氏名、フリガナ、相続者住所、性別、続柄）、 4 管理人情報（管理人氏名、フリガナ、送付先住所）	
記録範囲	地籍調査事業（昭和 58 年～）実施地区における、調査完了（法務局への登記申請）時点での土地所有者及び権利関係者	
記録情報の収集方法	登記簿、住民基本台帳システム、公用請求により官公署、本人、代理人、親族、その他土地関係者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	法務局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）矢板市総務部総務課	
	（所在地）〒329-2190 矢板市本町 5 番 4 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

矢板市個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	地籍調査支援システム（Mercury-Evoluto）	
行政機関等の名称	矢板市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部 地籍調査課	
個人情報ファイルの利用目的	地籍調査による地図作成のため	
記録項目	地権者情報（現氏名、現住所、所有地番）	
記録範囲	地籍調査事業（昭和 58 年～）実施地区における、調査完了（法務局への登記申請）時点での土地所有者	
記録情報の収集方法	登記簿、住民基本台帳システム、公用請求により官公署、本人、代理人、親族、その他土地関係者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	法務局	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）矢板市総務部総務課	
	（所在地）〒329-2190 矢板市本町 5 番 4 号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		